



よつばゆき  
世継祐子さん  
ファイナンシャルプランナー  
がん情報ナビゲーター

福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットワークジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。

<http://www.ff-fukuoka.com>

## マイホームを守るための 火災や地震への備えは必要？

マイホームは家族が暮らす大事な資産です。近年は自然災害などが増え、事故も増加傾向にあります。万一災害などに合った場合に生活を再建できるよう火災や地震のリスクに対しても備えておくことが大切です。今回は火災保険や地震保険の仕組みや加入の際の注意点などを解説します。

自然災害が多い日本でマイホームを購入した際に必ず加入したいのが火災保険です。火災保険は火災への備えだけでなく、住まいを取り巻く様々なリスクにも対応する補償があります。



賃貸マンションに住んでいますが、子どもが生まれましたので春にマイホームを購入予定です。自然災害や地震なども増えているので「自分の家になにかあったら」と不安になります。マイホームを守るために必要な保険を教えてください。

(北九州市在住 30歳会社員)



### [火災保険で備えられるリスク]

火災保険とは、家が火災などの被害にあった際の損害を補償する保険です。補償の対象は大きく分けると3つのパターンがあり、「建物のみ」、「家財のみ」、「建物+家財」を対象にしたものになります。保険の内容にもよりますが、「建物」の補償は、建物や塀などを対象とし、火災だけではなく落雷、台風、雪災などの自然災害や、ガス爆発などの破裂や爆発、水濡れなども補償の対象となる建物の損害に備えるための保険です。「家財」の補償は家具や家電、日用品などの損害にも備えることができます。

### [補償の内容]



### [補償対象の3つのパターン]

建物のみ



家財のみ



建物 + 家財

火災保険に  
加入していないと  
どうなる？

もしも火災保険に未加入の場合、例えば隣家が火災になり自宅に燃え移っても「失火責任法」という法律で「失火による火災では重大な過失がある場合を除いて賠償責任を負わない」と定められており、もらい火は基本的に隣家へ損害賠償請求はできません。つまり自宅の損害は全て自己負担になってしまいます。また、災害で住宅が被害を受けた場合には、住宅ローンを支払いながら仮住まいの費用や修繕費用を支払わなければならず二重の大きな負担となります。注意していても防げない自然災害や事故などがあるため火災保険への加入はとてども大事になります。

地震保険は  
火災保険との  
セットで加入が必要

日本は地震大国といわれるように世界的にみても地震が多い国といえます。大きな地震が発生すると家が倒壊、土砂崩れなどで埋没する恐れもあります。また、地域によっては噴火による被害や、津波により家が流されたりする可能性もあります。そのようなリスクをカバーする補償が「地震保険」です。地震保険は単独で契約することはできず、火災保険とのセットで契約する必要があります。また地震保険は「建物」と「家財」それぞれで契約する必要があります。地震保険は様々な割引があるため、加入時や保険の見直しをする際はしっかりと確認をするようにしましょう。

自然災害増加で  
火災保険料は  
値上げに

住宅ローンを組む際に、火災保険の契約を求められるのが一般的ですが、自分で保険会社を選ぶことができます。補償が「建物」だけなのか「家財」も加えるのかなど対象と補償内容を良く理解して検討を。火災保険料は建物の構造や都道府県でも異なり、災害リスクが高い地域ほど割高です。昨年、損害保険大手4社は火災保険料の値上げを行っており保険料は各保険会社によって異なります。物価上昇が気になる中、家計の中で保険料にあてられる金額も限りがあります。保険会社の火災保険だけでなく、手頃な掛金で加入でき割戻金のある国民共済「新型火災共済」を基本補償に加え地震特約もあわせて検討してみるのもよいでしょう。

### 今回のまとめ

火災保険や地震保険は、災害などにあった際の復旧費用や生活を立て直すためのマイホームに必要な保険といえます。一旦火災や災害にみまわれたら百万、千万単位の被害になることも。手元の資金では復旧できない被害も想定されますのでしっかり検討し選択するようにしましょう。



保険会社選びや  
どこまでの補償にするのかなど、  
財布とも相談して  
しっかり決めていきたいと  
思います。

